
F K D ジャックス V i s a カードポイントサービス規約

第1条（本規約）

1. F K D ジャックス V i s a カードポイントサービス規約（以下「本規約」といいます。）とは、ジャックスカード会員規約に付帯して株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社福田屋百貨店（以下「福田屋百貨店」といいます。）が提携して当社が発行する F K D ジャックス V i s a カード（以下「本カード」といいます。）のカードショッピング利用代金に応じて、F K D ジャックス V i s a カードの会員（以下「本会員」といい本会員と家族会員の両者を「会員」といいます。）に対して、お買い上げポイント及びクレジットポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与するサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容および会員が本サービスを受けるための条件等を定めたものです。
2. クレジットポイントとは、毎月当社所定の日に締め切られた会員の福田屋百貨店以外での新規カードショッピングの利用金額の合計に対して、200円（税込）につき1ポイントで算出したポイント合計をいいます。（ただし、200円未満は切り捨てとします。）
3. 会員は、本カードにより、本ポイント以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることができません。
4. 会員が本ポイント以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第2条（本ポイントの付与条件）

1. 福田屋百貨店は、福田屋百貨店で新規カードショッピングの利用金額に対して、F U K U D A Y A ポイントカード会員規約第5条に定められたお買い上げポイントを本会員に対して付与するものとします。また、クレジットポイントを、福田屋百貨店は本会員に対してお買い上げポイントに加算するものとします。
2. 会員が獲得したクレジットポイントは、当社より送付する「ご利用代金明細書」欄またはインターネットサービス「インターコムクラブ」（ユーザー登録が必要となります。）の「ご利用代金明細書照会」画面（以下総称して「ご利用代金明細書」といいます。）にご利用金額が表示された請求日までに会員のお買い上げポイントに加算します。また、加算されるクレジットポイント数は「ご利用代金明細書」に表示するものとします。

第3条（クレジットポイントの対象外取引）

1. 次の各号に定める代金については、クレジットポイントの対象外とします。
 - (1) カードキャッシングの利用代金および手数料。
 - (2) 分割払い・リボルビング払いの手数料。
 - (3) 年会費等の費用。
 - (4) 本カードの再発行等に関する手数料。
 - (5) 本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
 - (6) E d y、n a n a c o 等の各チャージ利用代金。
 - (7) 会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
 - (8) カードショッピングのご利用代金が第2条第1項に記載の金額に満たない場合。ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
 - (9) (1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金をクレジットポイントの対象外として定めることができるものとします。

第4条（返品、キャンセル、利用金額変更の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった

場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。

第5条（本ポイントの有効期間）

本ポイントの有効期間は、FUKUDAYAポイントカード会員規約第3条に準じます。

第6条（公租公課）

本ポイントサービスにより引換を受けた商品について公租公課が課せられる場合は会員が当該公租公課を負担するものとします。

第7条（権利の喪失およびサービス停止）

1. 次の各号に該当する会員は、クレジットポイントの付与、クレジットポイントの引換等のサービスを受けるすべての権利を喪失するものとします。
 - （1）当社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過した場合。
 - （2）本カードを脱会、その他の理由により会員資格を喪失した場合。
 - （3）会員が死亡した場合。
2. 当社は、次の各号に該当する会員に対して、何らの通知なくしてクレジットポイントの付与、クレジットポイントの引換等のサービスを受ける権利を喪失させ、またはサービスの提供を停止することができます。
 - （1）ジャックスカード会員規約または本規約に違反した場合。
 - （2）違法行為または不正行為を行った場合。
 - （3）その他、前各号に準ずるものと当社または福田屋百貨店が判断した場合。
3. 当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくしてクレジットポイントの付与、クレジットポイントの引換等のサービスを停止することができるものとします。

第8条（クレジットポイントの譲渡の禁止）

会員は、理由の如何を問わず、クレジットポイントを他人に貸与・譲渡または質入れしたり他人と共有したり相続させることはできません。

第9条（クレジットポイントに関する疑義等）

クレジットポイントの有効性、ポイント数、ポイント交換等、その他のクレジットポイントの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第10条（クレジットポイントサービスの変更・中止・終了等）

1. 当社は、予告なしにクレジットポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
2. 前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. クレジットポイントサービスの内容は、日本国の法令等のもとに規制されることがあります。

FUKUDAYAポイントカード会員規約

第1条（会員）

1. 会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社福田屋百貨店（以下「福田屋百貨店」といいます。）に入会のお申込みをされ、所定の手続きを完了された方をいいます。
2. FUKUDAYAポイントカード会員の資格は年齢満15歳以上とします。

第2条（カード発行）

1. 福田屋百貨店は会員に対し、FUKUDAYAポイントカード（以下「カード」といいます。）を1名につき、1枚発行し貸与します。
2. カードは会員本人のみが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡または質入担保提供等に使用することは

できません。

3. ご入会時にご本人で有ることを証明出来る運転免許証、保険証、学生証などの証明書等をご呈示していただきます。

第3条（カードの有効期限、ポイントの有効期限、再発行）

1. カードの有効期限は最終買上日より2年間カードを使用したお買い上げがない場合自動退会とし会員資格及びポイント残数は喪失します。但し、FKDジャックスVISAカードのクレジット機能は、クレジットカードの有効期限に準じます。
2. ポイントの有効期限は入会月を基準とし、翌年度の入会月末日までに取得したポイントは翌々年の入会月の末日まで利用可能とし、それを経過すると当該有効期限のポイント残数は消滅するものとします。
3. カードの再発行は福田屋百貨店が認めた場合に行います。

第4条（カードの利用、利用範囲）

1. 福田屋百貨店で商品の購入ならびにサービスの提供を受ける場合、会員はカードを提示し現金（福田屋百貨店商品券、デビットカードを含みます。）をお支払いいただくものとします。
2. カードのご利用できる対象店舗は「FKD宇都宮店、FKDインターパーク店、福田屋鹿沼店」に限ります。（テナント等、ポイントカードをご利用できない売場が一部ございます。）
3. 返品の際はレシートとともにポイントカードを提示していただきます。

第5条（カードサービスの内容）

1. 福田屋百貨店が福田屋百貨店の指定する店舗においてカードを提示することにより、お買い上げ金額等に
応じ次のサービスが受けられます。
 - （1）福田屋百貨店が定めたサービス率（通常お買い上げ金額（税抜）の1%）により、お買い上げ金額等に応じてポイントが加算されます。尚、精算時100円未満の端数は切り捨てとなります。
 - （2）お買い上げポイントはポイントカードの使用できるレジにてお買い物精算時に1点単位でご使用いただけます。（商品券等、ポイントをご使用できない商品が一部ございます。）
2. お買い上げポイントを加算出来ない場合
 - （1）消費税相当額
 - （2）福田屋百貨店が指定する商品及び役務、商品券ならびに催事
 - （3）お買い物精算後のポイントカード提示或いはポイントカードお忘れの場合
 - （4）現金、福田屋百貨店商品券、デビットカード、FKDジャックスVISAカード以外のお支払い。
※ギフト券、福田屋百貨店以外の商品券等はポイントがつきません。
3. 会員の方だけの特別お買い得セールや各種商品情報をいち早くご案内いたします。
4. 福田屋百貨店はサービスの内容を会員に予告通知することなく変更できるものとします。

第6条（申込書内容の変更）

会員は申込時に記入した住所、氏名及び電話番号等に変更が生じた場合、速やかに福田屋百貨店宛に連絡するものとします。

第7条（カードの紛失、盗難）

1. 会員はカードの紛失または盗難の場合は、速やかに福田屋百貨店に通知するものとします。
2. 会員がカードを紛失または盗難にあった場合で、福田屋百貨店に通知する以前に「お買い物時のポイント行使」がなされ、会員に損害が生じても福田屋百貨店は一切の責任を負いません。

第8条（会員資格の喪失）

会員は本規約に違反した場合は、直ちに資格を喪失するものとします。

第9条（退会）

1. 会員はいつでも退会することができます。その場合退会の届けとカードを返却するものとします。

2. 退会時、お買い上げポイント残数は全て消滅するものとします。

第10条（規約の変更）

1. 本規約は会員の事前承諾なく、変更又は改定できるものとします。

2. 本規約を変更又は改定した場合は、会員に変更事項をお知らせいたします。その後にカードを使用した場合は、変更事項を承認されたものとします。

第11条（催事案内、パンフレットの送付）

会員は福田屋百貨店から通知書以外の宣伝、印刷物等を送付することをあらかじめご了承ください。